

国の消費活性化策「マイナポイント事業」が9月から始まります

マイナポイントとは マイナンバーカードを使って「マイナポイント申し込み」をしたキャッシュレス決済の利用額に応じて25%のプレミアムポイントが還元されます(上限5,000円)。

ポイント付与期間

9月～令和3年3月

**《マイナポイントを使うための手順》
今できること**

- ①マイナンバーカードの取得
マイナポイントを利用するため

にはマイナンバーカードが必要
です。申し込みから取得まで約
2カ月かかりますので希望され
る人はお早めにカードを申請し
てください。

- ②マイナポイント予約をする
パソコンもしくはスマートフォン
でしていただけます。マイナ
ナンバーカード取得時に設定い
ただいた4桁のパスワードが必要
になります。
- ③マイナポイント申し込みをする
パソコンもしくはスマホでし
ていただけます。マイナポイント
アプリのマイナポイント申し込

み画面からお好きなキャッシュ
レス決済サービスを選択してく
ださい。

※②③は、市役所1階市民情報コー
ナーでも設定いただけます。

9月から始まること

- ④マイナポイントの取得と利用
選択したキャッシュレス決済
サービスでチャージもしくはお
買い物をしてください。決済
サービスのポイントとしてマイ
ナポイントが付与されます。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル
TEL0120-95-0178 (国)
(企画調整課)

令和3年度採用予定 亀岡市職員採用試験

今年度も
かめおか・未来・チャレンジ方式の試験を実施します。

- 試験区分** 行政(事務Ⅰ・Ⅲ、土木Ⅰ・Ⅲ、学芸員、手話通訳士(者))、
保育士・幼稚園教諭
- 要項配付期間** 7月1日(水)～7月27日(月) [土・日曜日、祝日を除く]
午前8時30分～午後5時15分
- 配付場所** 市役所1階総合案内所または、6階人事課
(市ホームページからのダウンロードも可能です)
- 受付期間(郵送のみ)** 7月1日(水)～7月27日(月)
※7月27日(月)<当日消印有効>まで
- 1次試験日** 9月20日(日)

※その他詳細については、募集要項を確認してください。
市ホームページにおいても確認いただけます。



受験手続き(郵送のみ)

申込書などに必要事項を記入の上、
封筒の表に「採用試験受験」と朱書き
し、返信用の長形3号封筒(84円切手
を貼って宛先を明記したもの)を同封
の上、簡易書留で人事課へ送付してく
ださい。

問 市役所6階人事課
TEL25-5016 FAX24-5501

《受験資格・採用予定人数》

職 種	試験区分	採用予定人数	年齢要件など	その他の要件
行 政 (かめおか・ 未来・チャ レンジ方式)	事務Ⅰ (上級)	事務Ⅰ、 事務Ⅲで 若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人または令和3年3月31日までに卒業する見込みの人	地方公務員法 第16条に規定 する欠格条項 該当者は、受験 できません。
	土木Ⅰ (上級)	土木Ⅰ、 土木Ⅲで 若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学および高等専門学校を含む)において土木工学に関する課程を修得し卒業した人または令和3年3月31日までに修得し卒業する見込みの人	
行 政 (一般方式)	事務Ⅰ (上級)	事務Ⅰ、 事務Ⅲで 若干名	平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人	
	事務Ⅲ (初級)		平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	
	土木Ⅰ (上級)	土木Ⅰ、 土木Ⅲで 若干名	平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学および高等専門学校を含む)において土木工学に関する課程を修めた人または令和3年3月31日までに修める見込みの人	
	土木Ⅲ (初級)		平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校などにおいて土木系の課程を修めた人または令和3年3月31日までに修める見込みの人	
学芸員 (上級)	1人	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を日本史学専攻で卒業(令和3年3月31日までに卒業見込みを含む)し、学芸員資格を有しており(令和3年3月31日までに取得見込みを含む)、次のいずれかに該当する人 ①博物館などの歴史分野の調査などについて、知識・経験を有する人 ②埋蔵文化財の発掘調査について、知識・経験を有する人		
手話通訳士 (者) (上級)	1人	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、厚生労働大臣認定の手話通訳士の資格を有する人または都道府県認定の手話通訳者の資格を有する人		
保育士・幼稚園教諭	若干名	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭資格を有する人(令和3年3月31日までに取得見込みを含む)		

(人事課)